

# 防衛研究所における研究活動に係る不正防止の概要及び不正に対する調査フロー

研究活動に係る不正行為: 発表された研究成果の中の捏造、改ざん又は盗用をいう(2条)

## 通報の受付

- 企画部に受付窓口を置く(4条)
- 通報は氏名、不正行為を行った疑いのある職員の氏名、不正行為の具体的内容等を明示(6条)
- 通報は客観的かつ合理的な根拠に基づくものとする(6条)

## 予備調査

- 研究幹事は各部等の長から予備調査を行う者(予備調査担当部長)を指名し、速やかに予備調査を行わせる(10条)
- 予備調査担当部長は、①不正行為が行われた可能性の有無、②根拠の客観性及び合理性等を調査し、調査の結果を研究幹事に報告(調査の開始後原則として30日以内)(10条)
- 研究幹事は予備調査の結果に基づき、本調査を行うべきか否かを速やかに決定(11条)

## 本調査

- 研究幹事は速やかに調査委員会(防衛研究所に所属しない学識経験を有する者を含む)を設置(12条)
- 被通報者に弁明の機会を与える(14条)
- 調査委員会は、①不正行為が行われたか否か、②(不正行為が行われたと認定した場合)不正行為の内容及び不正行為に関与した者とその関与の程度、③(不正行為が行われなかったと認定した場合)通報が悪意に基づくことが判明した場合はその旨、を所長に報告(調査委員会設置後、原則として120日以内)(15条)

## 不服申立て

- 被通報者、通報者は、調査の結果の通知を受けた日から30日以内に不服申立てをすることができる(17条)
- 当該調査を行った調査委員会が不服申立てを審査し、再調査を行うか否かを速やかに決定(18条)

## 再調査

- 調査委員会は、再調査の結果を所長に報告(再調査を行う決定をした日から原則として50日以内)(18条)

(※調査関係者等は当該業務上知ることのできた情報を漏らしてはならない(9条))

## 公表

- 不正行為あり: ①不正行為に関与した職員の所属及び氏名、②不正行為の内容、③調査委員会委員の所属及び氏名、④調査の方法及び手順、⑤その他必要と認める事項を公表(19条)
- 不正行為なし: 原則として調査結果の公表は行わない。ただし、調査案件が調査関係者以外の知るところとなっている場合は、①不正行為は行われていないこと、②被通報者の所属及び氏名、上記③~④等を公表。また、研究成果に故意によるものでない誤りがあった場合は、①不正行為は行われていないこと及び故意によるものでない誤りがあったこと、②被通報者の所属及び氏名、上記③~④等を公表(19条)
- 悪意に基づく通報: 通報者の所属及び氏名を公表することができる(19条)

## 措置

- 不正行為が行われていないと認定された者の名誉を回復する措置等(20条)